

2013年度のまとめと2014年度の研究計画

～ CSR政策の目的としての「信頼」と、その法的位置づけ ～

金子 匡良

1. 2013年度のまとめ (参照: 拙稿「CSRの憲法論」法学志林111巻1号(2013))

(1) 政府と企業の関係性から見たCSRの分類とそこに現れる政府像

- ①自主型CSR ⇒ 「傍観者」としての政府
- ②政府奨励型CSR ⇒ 「誘導者」としての政府
- ③政府連携型CSR ⇒ 「伴走者」としての政府
- ④政府指示型CSR ⇒ 「統括者」としての政府
- ⑤政府代替型CSR ⇒ 特定の政府像とは結びつかない

・各国のCSR政策を見る限り①～④のCSR、特に②と③のCSRを促進するものが多い。
日本のCSR政策についても同じ傾向が見られる。

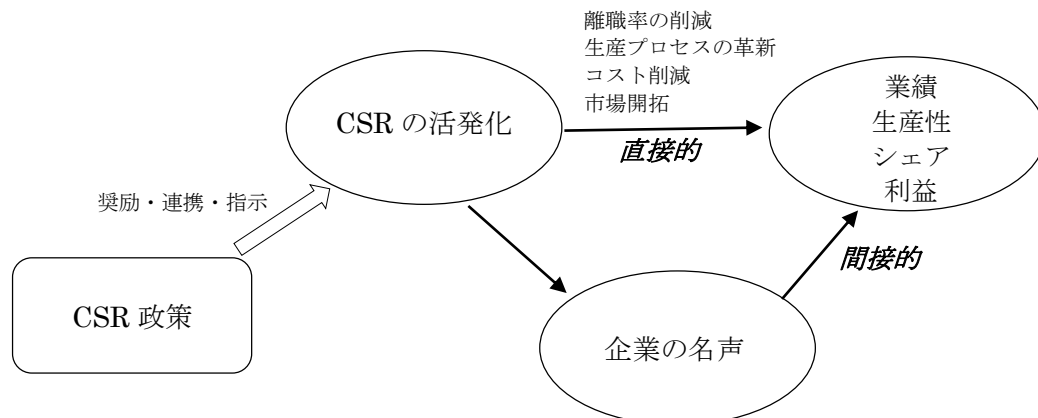
(2) CSR政策の憲法論的な位置づけ

- ①憲法はCSR政策に中立的 ⇒ 経済秩序無規定論的憲法論
- ②憲法はCSR政策に消極的・否定的 ⇒ 古典的自由主義・ハイエク主義的憲法論
- ③憲法はCSR政策に積極的・肯定的 ⇒ 社会国家的憲法論

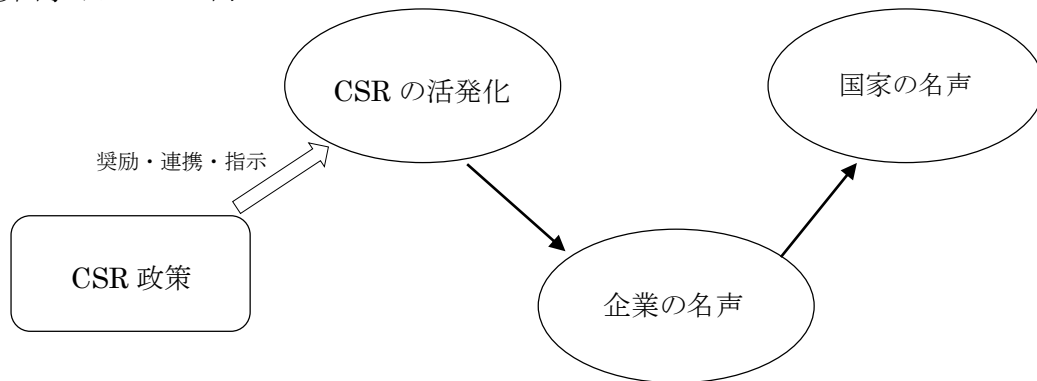
・第三の道の可能性? ⇒ コミュニタリアニズム的憲法論

(3) CSR政策の動因

- ①政府の限界と企業による政府機能の代替
- ②「名声システム」の側面支援

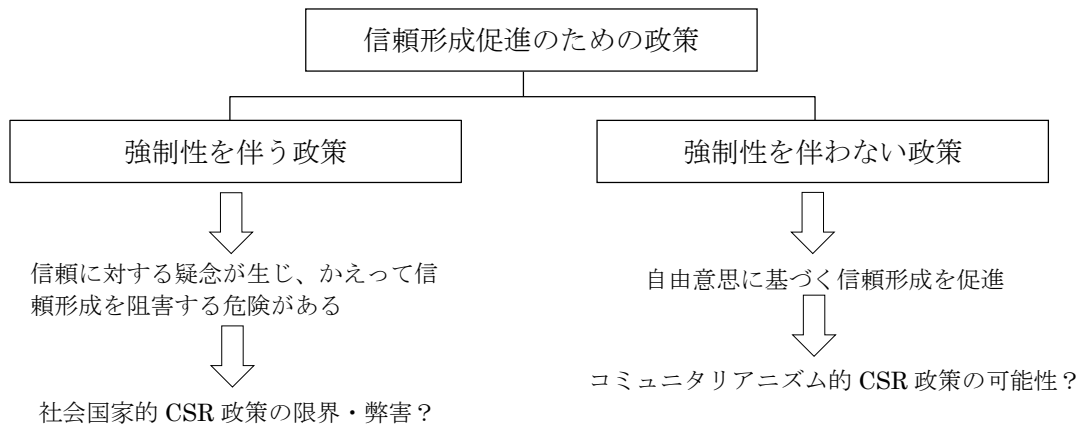


③国家イメージの向上



(4) CSR政策の目的としての「信頼」

- ・ CSR政策による企業・国家の名声獲得 ⇒ 企業・国家の信頼性の向上



2. 2014年度の研究計画

● テーマ：法における「信頼」の位置づけ

- ・ 1990年代～：信頼研究の隆盛 ← Social Capital論（信頼・規範・ネットワークの重視）
- ・ 既存の信頼研究の成果から、CSR政策で形成すべき信頼を考察する。

(1) 社会学による信頼研究

◆ 信頼の多義性

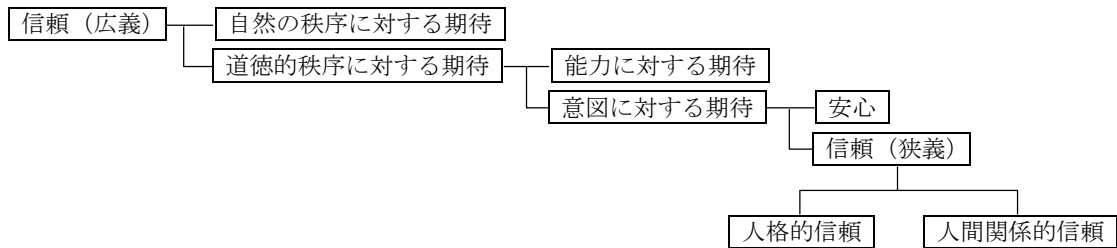
e.g. 「信じて頼ること」（広辞苑）

「自分が抱いている諸々の期待を当てにすること」（N. ルーマン）

「自然的秩序および道徳的社会秩序の存在に対する期待」（B. バーバー）

「相手の表明したことや、社会的に倫理的と考えることを相手が行うであろうと信じる確率」（荒井一博）

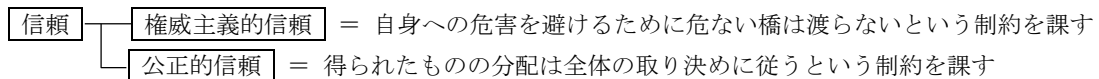
◆山岸俊男による信頼の分類



- ・信頼向上のためには ⇒
 - 個人的側面：個人の「社会的知性」の涵養
 - 社会的側面：情報開示と意思決定過程の透明化

◆数土直紀による信頼の分類

- ・信頼 = 互いの行動が、ある制約の下にあることを予期しあっていること



- ・信頼向上のためには ⇒ 民主主義の成熟と社会的なセーフティネットの整備

(2) 心理学・脳科学・行動科学・行動経済学による信頼研究

- ・本能としての利他的行動 = 向社会的行動
- ・向社会的行動の心理的要因 = 信頼 + 共感 + 評判

(3) 法的文脈における信頼

[1] 民法上の信義誠実の原則 = 相手の信頼を裏切らないように誠意をもって行動しなければならない。

- ・信義誠実の原則の機能

①法具体化機能、②正義衡平的機能、③法修正的機能、④法創造的機能

[2] 憲法上の信頼保護の原則 = 国民に不利益を及ぼす国家行為を行うに際しては、国民の信頼を損ねないように、その生活の安定を保障しなければならない。

(4) 今後の研究課題

- * 社会学的な意味における信頼と法的な意味における信頼の対比
- * CSR 政策が醸成すべき信頼の内容と位置づけ
- * 国家が政策的に信頼醸成に関わることの憲法論的な正当化の根拠